

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1107号

2022年（令和4年）1月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定等による事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）12月23日付けで諮問（第1107号）された高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定等による事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2019年（令和元年）6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議において、

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が示された。

国は、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、マイナンバーカードの円滑な交付を図っていくためには、市区町村において、住民の来庁を単に待つのではなく、日常生活において多様な申請機会を設け、住民目線で、できる限り申請しやすい環境作りを図っていく必要がある、としており、市区町村における交付円滑化計画の策定を推進し、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行っている。

政府全体の取組として、後期高齢者医療制度被保険者にマイナンバーカード交付申請書（以下「交付申請書」という。）の送付等を実施する取組があり、これは市町村が後期高齢者医療事務を行うために既に導入している後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）により印刷用ファイルを後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、広域連合が交付申請書の送付等を実施するものである。

本市においても、マイナンバーカードの取得促進及び被保険者証としての利用申込の推進を図るため、広域連合に個人情報をも目的外に提供することから、条例第10条及び第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 事務の概要について

ア 対象者

(ア) 保険年金課が市民窓口センターから収集し、広域連合に目的外提供する個人情報の対象者

2021年（令和3年）10月31日現在における75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者（DV被害等の郵送物を送付してはならない者を除く。）

(イ) 広域連合が実施する交付申請書の送付等対象者

2021年（令和3年）10月31日時点で75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者でマイナンバーカード未取得者

なお、生活保護受給者など後期高齢者医療の被保険者でない者及び住所地特例の対象となっている者は今回の取組からは除く。

イ 実施方法

(ア) 本市の実施概要

対象者については、市民窓口センターが市町村の住基ネットコミュニケーション・サーバーから対象者を抽出し、市民窓口センターから受領した印刷用ファイルを保険年金課が後期高齢者医療業務で定例業務として使用している標準システムでファイル転送により広域連合に送付する。

(イ) 広域連合の実施概要

標準システムにより、各市町村から送付される印刷用ファイルを1つに結合し、広域連合の被保険者情報と突合を行い、生活保護受給者などの被保険者でない者や、DV被害等の郵送物を送付してはならない者を印刷用

ファイルから除外した上で、マイナンバーカードを取得していない75歳以上の者に広域連合から交付申請書及び被保険者証の利用申込の内容を含むリーフレットを送付し、マイナンバーカードの取得促進とともに、被保険者証としての利用申込を推進するものである。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 本人以外のものから収集する個人情報

2021年（令和3年）10月31日現在における75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者（DV被害等の郵送物を送付してはならない者を除く。）の次の個人情報を市民窓口センターから収集する。

氏名（かな，旧氏，アルファベットを含む。），住所，生年月日，性別，住民基本台帳法第30条の45に規定する区分（中長期在留者，特別永住者等），在留期間の満了の日

イ 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

広域連合に提供するマイナンバーカードを取得していない者の情報については，市民窓口センターで把握をしておき，対象者数が約5万人であるため，本人から個別に収集した場合，時間，労力及び費用を莫大に費やすことになることから，本業務を迅速に遂行するためには，市民窓口センターが保有する印刷用ファイルを収集する必要がある。

ウ 個人情報の収集方法について

市民窓口センターが市町村の住基ネットコミュニケーション・サーバーから抽出した印刷用ファイルにパスワードを付加してUSBメモリにより受け取る。当該USBメモリは，施錠可能なキャビネットに保管し，当該事務の終了後は，個人情報を速やかに削除する。

エ 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報の対象者は，75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者約5万人と多数であり，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお，市民へは，本市ホームページを通じて周知をする。

(4) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

2021年（令和3年）10月31日現在における75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者（DV被害等の郵送物を送付してはならない者を除く。）の次の情報を広域連合に提供する。

氏名（かな，旧氏，アルファベットを含む。），住所，生年月日，性別，住民基本台帳法第30条の45に規定する区分（中長期在留者，特別永住者等），在留期間の満了の日

イ 個人情報を目的外に提供する必要性

政府全体の取組として，マイナンバーカードの被保険者証利用の本格運用を踏まえ，マイナンバーカードを取得していない75歳以上の者に広域連合

から交付申請書等を送付し、マイナンバーカードの取得促進とともに、被保険者証としての利用申込を推進する必要があることから、広域連合に個人情報を提供するものである。

ウ 個人情報の提供方法について

市民窓口センターから受領したUSBメモリの印刷用ファイルを、後期高齢者医療業務で定例業務として使用している標準システムでファイル転送により広域連合に送付する。

エ 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報の対象者は、75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者約5万人と多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、本市ホームページを通じて周知をする。

(5) 実施時期（予定）

2022年（令和4年）1月

(6) 添付資料

ア マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

イ 令和3年度におけるマイナンバーカード取得促進策及びマイナンバーカードの被保険者証利用の促進等について

ウ 令和3年度におけるマイナンバーカード取得促進策等の具体的な事務内容について

エ マイナンバーカード交付申請書等作成事業者向け運用保守手引書（別紙 インターフェース設計編）（別紙 編集仕様書）（一部抜粋）

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(4)までのとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

広域連合に提供するマイナンバーカードを取得していない者の情報については、市民窓口センターで把握をしており、対象者数が約5万人であるため、本人から個別に収集した場合、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、本業務を迅速に遂行するためには、市民窓口センターが保有する印刷用ファイルを収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通

知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報の対象者は、75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者約5万人と多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

政府全体の取組として、マイナンバーカードの被保険者証利用の本格運用を踏まえ、マイナンバーカードを取得していない75歳以上の者に広域連合から交付申請書等を送付し、マイナンバーカードの取得促進とともに、被保険者証としての利用申込を推進する必要があることから、広域連合に個人情報を提供するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

目的外に提供する個人情報の対象者は、75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者約5万人と多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上